

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

専門職大学の設置に係る認可基準の緩和

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。

具体的な支障事例

地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。

また、人口減少が進む中、地域では社会教育施設等の持続可能な運営が求められている。自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えない。

現在、第32次地方制度調査会でも、地域ストックの有効活用が求められていることから、設置基準の緩和が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少により社会教育施設等の維持も負担となることから、このような施設や人材を学校法人と共用する自治体との協定があれば、専用・専任として認めることで、地域ストックの有効活用や地方での継続的な高等教育機会の確保につながる。

根拠法令等

専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

浜松市、宇和島市

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

宗教法人法への暴力団排除規定の追加

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。

【改正案】

法人の欠格事由として

- (1) 役員に暴力団員等が含まれていること
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。

※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容

具体的な支障事例

【現状】

法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。

【具体的な支障事例】(詳細は別添ファイル参照)

- (1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。
  - (2) 現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。
  - (3) 既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。
  - (4) 暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。
- このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。

【類似法人の状況】

なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。

※「求める措置の具体的内容」に記載の改正案のほか、次の改正内容においても同様の効果が得られると考える。

【改正案2】

宗教法人から暴力団の関与を排除するために

(1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること

(2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること

根拠法令等

宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

愛知県、京都市、岡山県

○当県では、平成5年当時、山口組傘下組織が事実上運営していた宗教法人に関し、暴力団幹部らを公正証書原本不実記載等で検挙した上、県に対して同宗教法人の解散命令を請求した事例があったほか、暴力団が宗教法人の運営に関与しているとの情報がある。

暴力団が宗教法人を運営すれば、税法上のメリットを受けるだけでなく、組織実態の偽装や得度制度の悪用が容易になるなど、暴力団の組織活動を大きく助長するとともに、資金源にもなり得ることから、当県においても、宗教法人の設立の認証に際し、暴力団員であることを欠格事由にすることに賛成である。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

95

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

社会教育法第9条の2第1項により、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くこととされているが、必置規定を緩和してほしい

具体的な支障事例

当市の教育委員会は、学校教育課の1課のみで構成され、学校教育(及び放課後クラブ)に特化した体制となっています。現在、社会教育・生涯学習に関する事務は市長部局での補助執行となっており、実質的に教育委員会においてこれらの事務を実施していません。また、第9次地方分権一括法の施行を受けて、令和3年度からは社会教育・生涯学習に関する事務を市長部局に移管する予定となっています。そのような状況において、教育委員会に社会教育主事を配置しても、その知識を生かす場面がほとんどなく、必要性が低下していると考えています。また、庁内の社会教育主事の資格保有者は数名で、そのいずれかの者を配置する必要があるため、柔軟な人事配置の支障となります。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

柔軟な人事配置が可能となり行政の効率化に資する。

根拠法令等

社会教育法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、浜松市、沼津市、犬山市、稲沢市、宇和島市、壱岐市、熊本市、宮崎市

○当市でも社会教育主事の有資格者は少なく、市長部局への人事異動や退職において教育委員会事務局における配置が一時的に困難になる場合があります。  
有資格者を計画的に配置するには、資格取得に係る経費が必要となるため、公費節減の観点からも、教育委員会事務局に限定した社会教育主事の必置規定の緩和を求めます。  
○当市教育委員会では、社会教育・生涯学習に関する事務を1つの課で行っている。社会教育法第9条の2第1項の規定に基づき、教育委員会事務局に社会教育主事を置かなければならないとされているが、人事異動により不在となったため、当該事務局職員で複数年での取得を目指して受講を行っているものの、単位取得中の異動等により、現在不在状態が続いている。

- 当市においても、社会教育主事の資格を保有する職員は数名であり、そのいずれかの者を教育委員会に配置することが必要となるため、今後、柔軟な人事配置の支障となると考える。
- 当市では、社会教育主事講習に定期的に派遣することが予算的に事務量的に難しい状況にあり、必置規定は緩和することが望ましい。
- 当市教育委員会においても、社会教育指導主事の資格保有者は極少数であるため、弾力的な運用を願います。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における調理室設置義務の緩和

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)

具体的な支障事例

3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必置となっている。

施設の構造上、調理室を設置するには大規模な改修が必要となり、その間は児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。

(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。)

当県においては10月1日時点で待機児童が発生しているため、早期に待機児童解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理室の設置義務を緩和し、3歳未満児への給食の外部搬入を公私とも可能とすることで、幼保連携型認定こども園への円滑な移行が可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市、指宿市

○当市においても、昨年度公立幼稚園の保育所化を行うにあたり、調理室の増設を含む大規模な改修工事を行うこととなった。多額の工事費が必要になったほか、工期が長くならざるを得ないため園運営上の支障(騒音、導線の限定等)が大きかった。

○3歳未満児を預かる場合、給食提供について調理室による自園調理に対応することは、事業者側の大きなハードルとなっていると考える。

一方で、地域における課題として、これまで、主に平成26年度以降、国庫補助金を活用した調理室の設置を伴

う施設整備をすすめてきており、多くの施設が基準を満たして幼保連携型に移行している。このため、今後、給食提供の基準を緩和した場合において、これまでに基準を満たして移行してきた施設との整合性をとることが難しい。

また、外部搬入を認めることによって質の低下につながらないかについては慎重に考える必要あると考える。

○調理室の老朽化に伴う工事等によりやむを得ず調理室を一時的に使えない時期があることから、調理室の設置義務の緩和により柔軟な対応ができると考えられ、提案に賛同する。

○県内に類似事例がある。

3歳未満児の保育ニーズが増加しており受け皿の拡充が求められている。